

実施期間： 令和5年度 2023年12月1日▶2024年4月30日

松阪安衛月報

2月号

松阪労働基準監督署
TEL0598-51-0015

安全衛生教育促進運動実施中!!

「正しい知識で 職場を安全・健康に」

安全衛生教育促進運動は、労働者の安全と健康を守る上で中核となる安全衛生教育についてその重要性を啓発し、実施を促すため、平成25年度から中央労働災害防止協会が主唱し、推進している運動です。

特に令和5年度においては、**騒音障害防止対策の管理者選任時の教育やテールゲートリフターの操作に係る特別教育実施義務化、職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大等**、安全衛生教育に関する法令やガイドラインの改正がありました。また、令和6年4月1日からは、化学物質の自律的な管理の移行にともない、**化学物質管理者及び保護員着用管理責任者の選任が義務化**され、化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者、保護員について一定の経験及び知識を有する者の中から選任することとなっています。

管内においても、まだ選任の準備が整っていない事業場が見受けられます。この機会に、自社で必要とされる教育を見直し、実施状況を確認して教育漏れのないよう適切に取り組みしましょう。

安全衛生教育等の実施状況について、表に○を付けて確認してみましょう

〔注：労働安全衛生法 安衛令、労働安全衛生法施行令 安衛則、労働安全衛生規則〕

| 教育の種類 | 対象の有無・実施団体等 | | | |
|---|-------------|------------|--------------|-----|
| | 対象者あり | 自社・関連会社で実施 | 安全衛生団体等による実施 | 未実施 |
| 雇入れ時教育 法第59条第1項 ・教育事項：安衛則第35条 | | | | |
| 作業内容変更時教育 法第59条第2項 作業の異なる箇所への異動や機械・作業方法の大幅な変更時 ・教育事項：雇入れ時教育に準用される | | | | |
| 職長教育 法第60条 ・職長教育を行う業種：安衛令第19条 ・教育事項：安衛則第40条 | | | | |

安全衛生業務従事者に有資格者を選任していますか

** 建設業、製造業、電気・ガス業、各種業種等除く・小売業など

| 安全衛生業務従事者名(例) | 必要な資格 | 資格 |
|--|---------------------------------------|-------|
| 安全管理者(一定の業種**で50人以上の規模) | 安全管理者選任時研修の修了など | ある/ない |
| 衛生管理者(50人以上の規模) | 第一種 衛生管理者免許試験の合格など 第二種については業種に制限あり | ある/ない |
| 衛生工学衛生管理者 (500人を超える労働者を使用し、一定の有害業務に 30人以上が従事する事業場) | 衛生工学衛生管理者講習の修了など | ある/ない |
| 安全衛生推進者(一定の業種**で10~49人の規模) | 安全衛生推進者養成講習の修了など | ある/ない |
| 衛生推進者(一定の業種**以外で10~49人の規模) | 衛生推進者養成講習の修了など | ある/ない |

ご確認ください

法令で必要な各種安全衛生教育の一覧も掲載されていますので、ぜひ

QRコードからご覧いただけます。

実施要綱全文・特設サイトは下記

められています。

実施結果の記録・保存など安全衛生教育に関する業務

④法定教育等の徹底などが求

められています。

実施結果の記録・保存

③実施計画の作成、実施、実

全衛生教育実施計画の作成、これに基づく安全衛生

本運動の実施事項として、事業者には、①年間の安



じん肺健康管理実施状況報告記載時のポイント

↓対象期間は毎年記入しましょう

対象期間 9: 令和 年 月 日

健康年月日 7: 平成 年 月 日

定期健康診断実施機関の名称

定期健康診断実施機関の所在地

健康診断を実施していない年は、健康年月日や実施機関の名称等の記載は不要です

| 本年度に実施したじん肺健康診断実施者の延数 | (イ) 就業時健康診断 (法第72条) | | | | (ロ) 定期健康診断 (法第73条) | | | | (ハ) 定外健康診断 (法第74条) | | | | (ニ) 計 (イ)~(ハ) | | (ホ) 管理 4 | |
|-----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| | 小計 | 第1号 | 第2号 | 第3号 | 第4号 | 小計 | 第1号 | 第2号 | 第3号 | 第4号 | 小計 | 第1号 | 第2号 | 第3号 | 第4号 | |
| | <input type="text"/> |

(*) 粉じん作業従事労働者及び粉じん作業に従事したことがある労働者のじん肺管理区分別内訳 (12月末日現在)

| 計 (イ)~(ホ) | (イ) 管理 1 | | (ロ) 管理 2 | | (ハ) 管理 3 | | (ニ) 管理 3ロ | | (ホ) 管理 4 | |
|-----------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| | PR3 | PR4(A,B) | PR4(C) | P(++) | その他 | | | | | |
| | <input type="text"/> |

↑本年中に健康診断を実施した場合、実施した健康診断の種類ごとに人数を記載する欄が分かれています。特に「就業時健康診断(新たに粉じん作業に従事することになった労働者用)」と「定期健康診断」の人数を混同することが多いので注意してください。

また、健康診断を実施していない年でも、本報告を行う必要がありますので、注意してください。

報告を行う必要があり、報告漏れのないようにしてください。

また、健康診断を実施していない年でも、本報告を行う必要があり、報告漏れのないようにしてください。



災害速報（令和6年1月末現在）

休業4日以上死傷者数 256人
 昨年同期より2人減少!!

令和5年1月～12月の休業4日以上死傷者数は、前年同期より2人減少し、**256人（1%減）**でした。業種別で見ると、ほとんどの業種で減少がみられる中、**製造業**では19人増加し**72人（前年同期比36%増）**となりました。

また、令和6年における災害発生状況をみると、**林業ですでに2人の休業災害が発生**しており、管内では、チェーンソーとの接触や、斜面でバランスを崩し、転倒・滑落する事例が多く認められます。また、熟練者の油断から、下肢の切創防止用保護衣を適切に着用していない事例もあります。令和元年には死亡災害も発生しています。

チェーンソーを用いて伐木等作業を行う場合は、事前に作業場所の調査を行い、作業計画を立てるよう「**チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン**」に定められています。

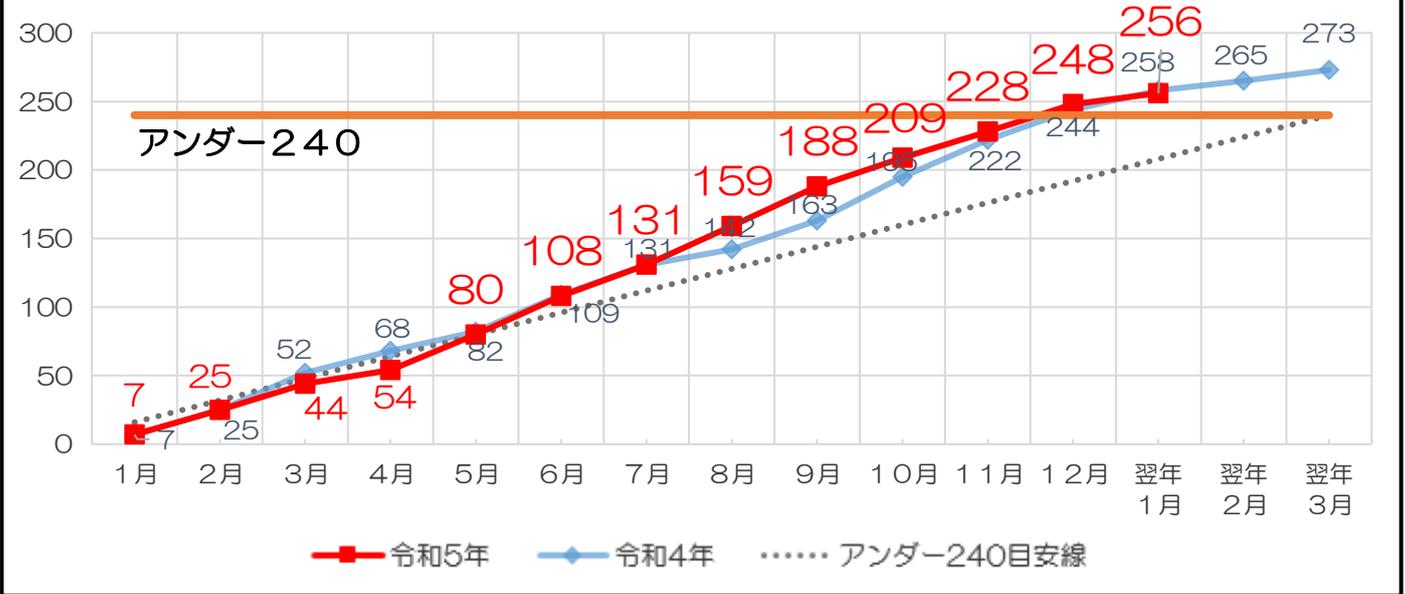
使用者と労働者が連携・協力して、ガイドラインの遵守や、危険予知訓練（KYT）を実施すること等により、安全で安心な職場を作りましょう。

また、当ウェブサイトでは参考リーフレットを掲載しています

ので、ぜひ安全教育の機会などに活用ください。

労働災害防止しよう！ 令和6年1月末現在
 林業・木材・木材製造業
 令和5年1月～12月の休業4日以上死傷者数は、前年同期より2人減少し、256人（1%減）でした。業種別で見ると、ほとんどの業種で減少がみられる中、製造業では19人増加し72人（前年同期比36%増）となりました。

松阪&多気 各月末時点における労働災害発生状況



第3回「はたらくひと」募集イラスト紹介



▶身近な「はたらくひと」に「今日も一日安全に働こう」と思わせるイラスト（共催：松阪労働基準協会、建設業労働災害防止協会三重県支部松阪分会、林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部松阪分会）を、松阪・多気地区の未就学児から募集し、多数のご応募をいただきました。松阪安衛月報では、応募作品を紹介しています。



死亡災害ゼロ・アンダー240松阪&多気

松阪労働基準監督署 お知らせ

検索

